

新潟くらしの安全かわら版

きーつけなせや

Vol.136

発行: 新潟県県民生活課
〒950-8570
新潟市中央区新光町4-1
電話: 025-280-5464
FAX: 025-283-5879
【新潟県くらしの安全情報サイト】
<https://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/consumer.html>

不用品の買い取りのほずが、大切な貴金属も強引に買い取られた！ ～訪問購入のトラブルにご注意～

購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関するトラブルについて、高齢者の方の被害が増加しています。

相談事例①

「寄付のために不用品を買い取る」という業者に靴や服を引き取ってもらった際「貴金属はないか」と言われ何度も断ったが、査定だけでもさせてほしいと言われ貴金属を見せた。全部で1万円で買い取ると言うので断ったが、長時間居座られ、強引に契約書を作成され買い取られてしまった。(60歳代)

亡くなった夫からの大切な物なのに…



相談事例②

業者から「不用品を買い取る」と電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。訪問の際「貴金属はないか」と強く言われ、怖くなって遺品の金歯やアクセサリーを渡してしまった。買取書のチェック欄に勝手に記入され、近くに置いていた印鑑で捺印までされていた。業者は買取代として2万5千円を置いて行った。(70歳代)

対策

★購入業者から電話がかかってきても安易に訪問を承諾しない

受ける場合はなるべく高齢者一人で対応せず、信頼できる方と一緒に対応しましょう。

★突然訪問してきた購入業者は家に入れない

購入業者の飛び込み勧誘は禁止されています。話を聞く場合は外で対応しましょう。

★購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認する

購入業者は勧誘の前に氏名(名称)や買取対象物品の種類を消費者に伝えることになっています。

★買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断る

「古着を買い取る」と言われ訪問を承諾したにもかかわらず、訪問後「貴金属はないか」と別の物品の勧誘をすることは禁止されています。

★購入業者から交付された書面をしっかりと確認する

書面は契約内容の確認のほか、解約や物品の返還を求める際にも重要となるため、書面を交付しない購入業者とは契約しないようにしましょう。

★その場ですぐに物品を引き渡す必要はありません

クーリング・オフ期間内(契約書面を受け取った日から8日以内)は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。

リチウムイオン電池・バッテリーの火災にご注意！

リチウムイオン電池・バッテリーは、スマートフォン、ノートパソコン、モバイルバッテリー、携帯用扇風機（ハンディファン）、電動アシスト自転車などに使われており生活に身近なものとなっていますが、正しく使用しないと火傷や火災の原因となる場合がありますので注意が必要です。

事例

🔥 夏季、駐車場に停車しておいた車に戻ったところ車内が煙で曇っており、車の中に置いていたモバイルバッテリーの周辺を溶融する火災が発生していた。

🔥 ごみ焼却施設において、正しく分別されなかったリチウムイオン電池が原因とみられる火災が発生した。

🔥 転倒した際、ポケットに入れていたスマートフォンが発熱・発火し、火傷を負った。

【製品評価技術基盤機構（NITE）の再現実験】



充電していたモバイルバッテリーからの発火の様子



携帯用扇風機に圧力をかける様子

対策

★リコール対象製品でないかリコール情報を確認する

消費者庁リコール情報サイト：<https://www.recall.caa.go.jp/>

★新規に購入する際はPSEマークを確認する

2019年2月1日からリチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー等）はPSEマーク（右図）なしでは販売できないことになっています。



★製品本体に強い衝撃・圧力を加えない、高温の環境に放置しない

衝撃等により内部電池が変形・破損すると発煙・発火することがあります。

★充電中は周囲に可燃物を置かない

就寝中など気づかないうちに火災が拡大しないよう注意しましょう。

★膨らんでいる、熱くなっている、変な臭いがするなど、いつもと違って異常を感じたら使用を中止する

★充電コネクタの破損や水濡れに注意する

★使用済みモバイルバッテリー等はリサイクルに出すか、自治体の廃棄ルールに従って分別して出す



※消費者庁公表資料「モバイルバッテリーの事故に注意しましょう！-帰省や旅行の時期、公共交通機関の中での事故は特に危険です-」、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）「リチウムイオンバッテリー搭載製品の事故」及び「携帯用扇風機を捨てる際の注意点」より一部を抜粋、加工して掲載

▶少しでも不安に思ったら



- **消費者ホットライン 188**（最寄りの消費生活センター等につながります）
- **警察相談専用電話 #9110**（けいさつ相談室につながります）